（検査方法）

第百十七条　車両等装置用計量器の検査方法は、日本工業規格D五六〇九（二〇一四）により、かつ、第七十二条第二項の装置検査済証の記載事項が検査を受ける車両及びタクシーメーター等について正しいことを確認することによる。

第二百十五条の見出しを「（表記）」に改め、同条第一項を次のように改める。

温度計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計（ガラス製体温計を除く。以下同じ。）　日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

三　抵抗体温計　日本工業規格T一一四〇（二〇一四）附属書

第二百十五条第二項及び第二百十五条の二を削る。

第二百二十条を次のように改める。

（材質）

第二百二十条　温度計（抵抗体温計を除く。）の材質は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

第二百二十条の二を削る。

第二百二十一条を次のように改める。

第二百二十一条　削除

第二百二十二条の見出しを「（性能）」に改め、同条第一項を次のように改める。

温度計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

三　抵抗体温計　日本工業規格T一一四〇（二〇一四）附属書

第二百二十二条第二項及び第二百二十二条の二を削る。

第二百二十三条から第二百三十条までを次のように改める。

第二百二十三条から第二百三十条まで　削除

第二百五十四条を次のように改める。

第二百五十四条　削除

第二百五十五条第一項を次のように改める。

温度計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

三　抵抗体温計　日本工業規格T一一四〇（二〇一四）附属書

第二百五十五条第二項及び第三項を削る。

第二百五十六条の見出しを「（構造検定の方法）」に改め、同条第一項を次のように改める。

温度計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

三　抵抗体温計　日本工業規格T一一四〇（二〇一四）附属書

第二百五十六条第二項及び第二百五十六条の二を削る。

第二百五十七条及び第二百五十八条を次のように改める。

第二百五十七条及び第二百五十八条　削除

第二百七十一条を次のように改める。

第二百七十一条　削除

第二百七十二条を次のように改める。

（器差検定の方法）

第二百七十二条　温度計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

三　抵抗体温計　日本工業規格T一一四〇（二〇一四）附属書

第二百七十三条から第二百八十一条までを次のように改める。

第二百七十三条から第二百八十一条まで　削除

第二百八十二条の見出しを「（性能に係る技術上の基準）」に改め、同条第一項を次のように改める。

温度計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

三　抵抗体温計　日本工業規格T一一四〇（二〇一四）附属書

第二百八十二条第二項及び第二百八十二条の二を削る。

第二百八十三条第一項を次のように改める。

温度計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

三　抵抗体温計　日本工業規格T一一四〇（二〇一四）附属書

第二百八十三条第二項及び第三項並びに第二百八十四条を削り、第四章第二節第三款に次の二目を加える。

第一目　性能に関する検査の方法

（性能に関する検査の方法）

第二百八十四条　温度計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

三　抵抗体温計　日本工業規格T一一四〇（二〇一四）附属書

第二目　器差検査の方法

（器差検査の方法）

第二百八十四条の二　温度計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　ガラス製温度計　日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）

二　ガラス製体温計　日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

三　抵抗体温計　日本工業規格T一一四〇（二〇一四）附属書

第二百五十七条を次のように改める。

（表記）

第二百五十七条　燃料油メーターの表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　自動車等給油メーター　日本工業規格B八五七二―一（二〇〇八）

二　小型車載燃料油メーター　日本工業規格B八五七二―二（二〇一一）

三　大型車載燃料油メーター　日本工業規格B八五七二―四（二〇一四）

四　簡易燃料油メーター　日本工業規格B八五七二―四（二〇一四）

五　微流量燃料油メーター　日本工業規格B八五七二―三（二〇一一）

六　定置燃料油メーター　日本工業規格B八五七二―四（二〇一四）

第二百五十七条の二を削る。

第三百五十八条を次のように改める。

（性能）

第三百五十八条　燃料油メーターの性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　自動車等給油メーター　日本工業規格B八五七二―一（二〇〇八）

二　小型車載燃料油メーター　日本工業規格B八五七二―二（二〇一一）

三　大型車載燃料油メーター　日本工業規格B八五七二―四（二〇一四）